

水戸市立第五中学校

学校いじめ防止基本方針



令和8年4月20日改訂

Ⅰ いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」という。（いじめ防止対策推進法第2条参考）

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。（いじめ防止対策推進法第3条参考）

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

（いじめ防止対策推進法第4条参考）

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。（いじめ防止対策推進法第8条参考）

(保護者の責務)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒等がいじめを行うことのないよう、当該生徒等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。（いじめ防止対策推進法第9条参考）

Ⅱ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

（いじめ防止対策推進法第15条参考）

- ・教職員と生徒の関係づくりを積極的に進め、生徒が相談しやすい関係（環境）をつくる。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係（コミュニケーション）能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、生徒の自己有用感を育む取組や生徒が相談しやすい教職員との関係を構築し、個別面談の機会をもつ。
- ・各学期ごとに教育相談週間を設けることで、生徒と教員の信頼関係を築き、いじめの未然防止に努める。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動や生徒会活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動として、集会等を実施する。（12月）

② いじめの早期発見のための措置

（いじめ防止対策推進法第16条参考）

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する**定期的な調査を年12回実施する**とともに、その他の必要な措置を講ずる。保護者に対しては、教頭等による相談窓口を設置する。
- ・オンライン相談窓口を設け、時間帯や場所を問わずに相談できる環境をつくる。
（五中さんお悩み相談室：令和4年8月設置）
- ・いじめ調査実施後、担任等との教育相談を実施する。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。（スクールカウンセラー等）

③ いじめの防止等の対策のための教職員の資質の向上

（いじめ防止対策推進法第18条参考）

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する研修を推進する。
- ・インターネット上のいじめに関しては、パスワード付きのサイトやSNS等を利用する際の情報モラル教育の理解を深め、教職員の資質向上を図る。（情報タイムの実施 生徒向け）

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

（いじめ防止対策推進法第19条参考）

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招き、「ケータイネット安心安全利用教室」等を行う。（7月予定）
- ・インターネット上のトラブルの早期発見に努める。

(2) いじめの防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

（いじめ防止対策推進法第22・23条参考）

- ・いじめの防止等を効果的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。
＜構成員＞校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー、心の教室相談員等を置く。
- ＜活動＞アンケート調査並びに教育相談に関すること。
いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
いじめ防止に関すること。
いじめ事案への対応に関すること。
- ＜開催＞定例会を月に1回程度実施し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

② いじめへの対処と関係機関等との連携

（いじめ防止対策推進法第17・25条参考）

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ防止対策会議」を開催し組織的に対応することとし、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの定義を正確に捉え、いじめの要素である「継続性、集団性」等により、限定解釈しない。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、その生徒が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながらよりよい対策を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、水戸市教育委員会及び水戸警察署や児童相談所等と連携し対処する

(3) 重大事態への対応

（いじめ防止対策推進法第28条参考）（別紙フロー図）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、水戸市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 水戸市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

（いじめ防止対策推進法第34条参考）

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止と早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

【重大事態対応フロー図】 重大事態への対応

- 学校は教育委員会に重大事態の発生を報告する。（※教育委員会から市長に報告）
- 関係機関等との連携を図る。

重大事態とは

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至っていると訴えがあったとき」

学校の対応

- 学校はいじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告を行う。
- 学校は「いじめ防止対策会議」（第22条）でいじめの疑いに関する情報の収集と記録・共有を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、解消まで組織的に対応する。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、直ちに警察への相談を行い、適切な援助を求める。

教育委員会の対応

- 教育委員会の下に「いじめの調査を行う組織」（第28条）を設置し、各学校の重大事態が起きたときに派遣を行う。

※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

＜学校は、教育委員会の「いじめの調査を行う組織」と連携し、以下のような対応に当たる＞

学校が行う調査

- ① 学校の調査組織（「いじめ防止対策会議」）が事実を明確にするための調査を実施する

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。
- ※ それまでに学校で先行して調査している場合も、「いじめの調査を行う組織」と連携し、必要に応じて調査資料の再分析や新たな調査を実施する。

- ② いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を理由として説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を講じる。

- ③ 調査結果を教育委員会に報告（※教育委員会から市長に報告）する。

- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

- ④ 調査結果を踏まえた必要な処置を行う。

- ※ 指導主事等の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家（カウンセラーなど）の追加派遣依頼等を行う。